



事業承継税制の抜本的拡充

衆議院議員
公明党中小企業政策研究議員懇話会会長

富田茂之

新年明けましておめでとうございます。

昨年の衆議院選挙におきましては、公明党は全国各地にてTKCの先生方のご支援を頂き、引き続き自由民主党と共に政権を担うこととなりました。中小企業の皆様や地域の声をしっかりと政治に届けてまいります。

平成30年度税制改正の目玉の一つは、事業承継税制の抜本的改革です。

今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万人（日本企業全体の約3割）が後継者未定といわれています。

この現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、今後10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性が指摘されています。

事業承継の課題は、先代の意思・気付きの問題、後継者問題、事業の将来性がない等、様々です。また、業種によっても、抱えている課題は異なります。

廃業する企業の中にも、黒字企業や生産性の高い企業が相当数存在することも事実です。

売上高が大きく地域の中核となっているような企業の中にも、後継者難に直面している企業もあります。

事業承継問題の解決なくして、地方経済の再生・持続的発展はありません。そこで、今後10年を集中実施期間と位置付け、事業承継・再編・統合の推進のため、経営者の早期の気付きの促進から後継者とのマッチング、事業承継、第二創業まで、シームレスな支援を行っていきます。

現状の事業承継税制（納税猶予制度）では、次のようになっていきます。

- ① 承継後5年平均で雇用を8割維持する必要があるのは破産・特別清算した場合のみ。事業継続や雇用要件が未達の場合、贈与・相続時点の猶予額と利子税が遡って課税されるため、中小企業が承継を躊躇する要因となっています。
- ③ 対象となるのは、発行済議決権株式総数の3分の2のみ。

④ 代表者かつ筆頭株主の先代から、代表者かつ筆頭株主の後継者への承継のみ対象。このため、3分の1部分が承継されない、先

代の親族が株を継続する等株式が分散する要因となっています。

そこで、①雇用要件を見直し、②対象株式数上限を撤廃し、③対象者も拡大する必要があります。これに加えて、猶予から実際の相続時あるいは承継後の廃業・第三者への譲渡時に事業資産の評価と異なる場合は評価替えを認めること（一部減免等）ができれば事業を引き継ぐ方にとって大きなインセンティブになるものと思います。

中小企業団体の一部の皆様からは、事業承継後一定年数後に贈与税・相続税を一律に免除する制度を望む声があります。しかし、これを認めると、一族で持つ会社に資金をプールすることで容易に贈与税・相続税を逃れることができることになり、一般の相続税の納税者との公平性からみても不適切です。

TKCの先生方からは、事業承継税制の抜本的拡充に向けて、「現在の経営改善計画策定支援事業や早期経営改善計画策定支援についても新たな事業承継政策の中で活用できるようにする」との提言を頂いています。

具体的には、①事業承継計画書の策定、②一定期間のモニタリングの実施、③右記「①」に際し国が補助するスキームの策定——です。

これらにより、承継時の「見える化」やその後の「磨き上げ」の結果、事業が黒字化し、後継者が継ぎたくなる環境の後押しをすることができ、との大切な指摘を頂きました。今後しっかりと取り組んでまいります。